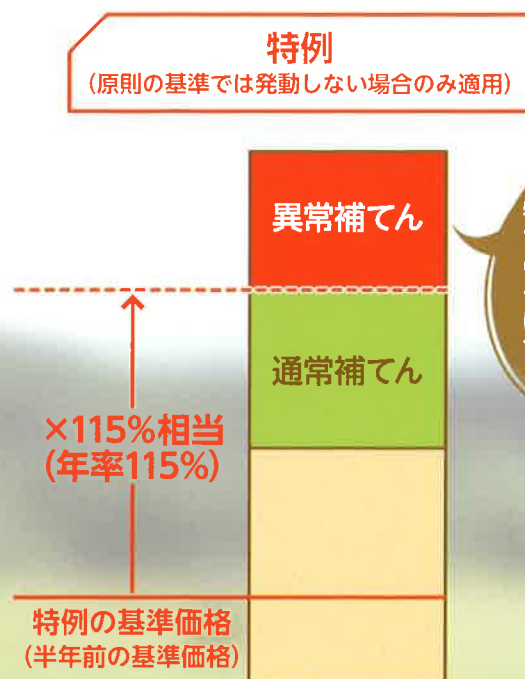
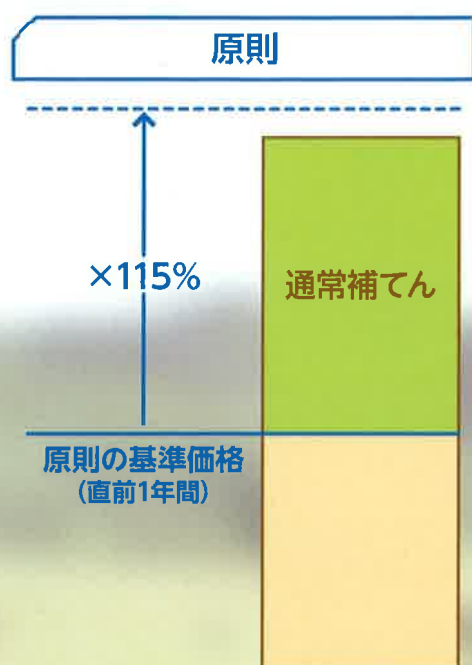


「原料価格安定制度」の見直し

安定運営を通じた畜産経営の安定のため、以下の見直しを行いました。

② 異常補てんに特例基準を新設

異常補てんは、当該四半期の輸入原料平均価格が基準価格(直前1年間の輸入原料平均価格)の115%を超える額について発動されることが原則となっております。この原則では発動されない場合に限って、半年前の基準価格の年率115%を超える額について、補てん総額の1/3を上限に異常補てんを発動する特例が設けられました。この特例により、異常補てんが発動しやすくなり、その分通常補てんが減少し財源が確保されます。



特例による異常補てんは、補てん総額の1/3を上限とし、それを超える場合は通常基金から補てんします。

Q 年率115%相当とはどういうことですか？

A 115%の上昇が1年半継続した水準のことで、半年前の基準価格の123.3%に相当します。